

〔質問〕 沖本

議長からのお許しをいただきましたので、議席 22 番、市政クラブ、沖本浩二、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

それではまず、障害者自立支援法の対応についてお伺いします。

12 月 3 日から 9 日までは障害者週間となっております。その趣旨は、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるためであります。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等においては、さまざまな意識啓発にかかわる取り組みが展開されます。座間市としても、これに合わせて 12 月 5 日月曜日から 9 日金曜日まで、市役所の 1 階、アトリウムというのかな、アトリウムにて障害者団体並びに地域作業所の紹介や施設に通っておられる障害者の方々の作品を展示されております。

さて、障害者の皆さん、あるいは保護者の皆さん、地域作業所などの障害者福祉に携わる皆さんにとって、その環境や生活そのものに大きく影響を及ぼすであろう障害者自立支援法が 10 月 31 日の衆議院本会議で可決成立されました。本法は、さきの通常国会で衆議院通過後、国会解散により廃案となりましたが、総選挙後の第 163 回特別国会において、法案の骨格は何も変えないまま施行を来年 1 月から 4 月に修正した形で再上程されてきました。

国会では、10 月 13 日に参議院厚生労働委員会を 23 項目の附帯決議がついて可決通過。翌 14 日に参議院本会議で可決通過し、衆議院へ送付されました。そして 10 月 28 日に衆議院厚生労働委員会を可決通過し、31 日の衆議院本会議での可決成立となりました。衆議院厚生労働委員会では、附帯決議はつけられなかったものの、同委員会、理事会の申し合わせとして一つ、前国会における衆議院厚生労働委員会の附帯決議 11 項目の内容を政府は十分に尊重すること。二つ、政省令等についての内容を、その都度同理事会に報告することの 2 点について合意されております。国会開会中はこれに反対する障害者の皆さんが議員会館前に座り込みを行い、マスコミで報道されるなど世間の注目を集めました。本定例会においても、陳情第 23 号、障害者自立支援法の施行に関する国への意見書提出についての陳情が提出されておりますように、市町村の障害者対策にも大きな影響を与えるものとなっております。

こういった状況の中で、本定例会に提案されております議案第 75 号、平成 17 年度座間市一般会計補正予算の中では、既に準備事業として計画を進められているようでありまして、また、6 月に開かれた第 2 回定例会の中でも前任者より質問をされております。改めて何点か質問させていただきます。

まず一つ目として、市町村中心のサービス提供体制について。障害者福祉サービスについては、身体、知的、精神等の障害種別を問わず、障害者に共通の自立支援のための各種の福祉サービスが一元的に提供されます。すべての事業のサービス提供主体も市町村に一

元化されることとなります。障害特性に応じた支援体制を速やかに構築すべきであると思いますが、本市としてはどのように対応しようとしているのか、そのお考えをお伺いします。また、市町村が障害者のニーズを把握し、サービス提供量などの目標を義務づけた障害福祉計画を策定することが制度化されましたが、どのような計画をつくろうとしているのか。現在行っている障害者支援には、法定のものだけではなく法定外のものも行っていると思いますが、今後は法定であろうとなかろうと一つの計画の中で明確に役割を位置づけていく必要があると思います。とすれば、当然法定外のサービスも計画の中に入れるべきであると思いますが、当局の考えをお伺いいたします。

二つ目として、支給決定プロセスの透明化について。今回新たに利用者がどんなサービスを使ったらよいか、どこに頼んだらよいか、わからないときなどに相談や支援を行うケアマネジメント制度が導入されることとなります。現在のケースワーカーでは十分に対応することができないと思われませんが、指定相談事業者にはどのような方になるのか、ケースワーカーが研修を受けてなるのか、市の職員なのか、社会福祉法人なのか、民間事業者なのか、どのようなケアマネジメント体制を考えておられるのか、お伺いいたします。また、新たに障害福祉サービスを行うために、支給決定に関する調査や生涯程度区分審査会の設置など、新支給決定手続が実施されることとなります。新体系のサービスに移行するためには、条例を制定して審査会の委員を選定、委嘱し、研修を行うとともに支給するサービスの認定調査、障害程度区分の認定、支給の決定、受給者証の交付などの手続が必要になります。サービスの開始される時期は、遅くとも平成18年10月までに施行されなければならないことになっています。これに間に合わせるため、条例案をいつ提出することになるのか、お伺いします。

三つ目として、利用者負担の見直しについて。制定された法律により、障害者福祉サービスについて大きな地域格差が生じているサービス供給体制の整備促進を図り、ユニバーサルな制度に見直しが行われることとなります。成立の過程で強い反対論も見られましたが、障害者も社会の構成員として利用者負担することで制度を支える一員となるという考え方から、これまでの応能負担を改め、定率1割負担が導入されることとなります。負担がふえ過ぎないように、上限額の設定や、所得の低い人にはより低い上限額を設定し、資産などが少ない人には収入の額に応じてさらに上限額を設定するなどの配慮もされていますが、これまでの負担がどう変わるのか、お伺いいたします。例えば、現在、自宅でホームヘルプサービスを受けている人の利用は平均何時間ぐらいで幾ら負担しているのか、この制度ができることによりどれだけの負担になるのか、お伺いいたします。

四つ目として、サービス体系の見直し。これまでの障害福祉サービスは、障害の種別や年齢により、制度が複雑に組み合わさっていました。障害者自立支援法によって、障害者に共通の自立支援のための各種福祉サービスが一元的に行われることになり、サービスの提供主体も市町村に一元化されます。国からの負担もこれまでの単なる補助金であったものが、2分の1の義務的経費となりました。国庫負担の財源が明確にされたことで、継続

した事業が安定的に確保されるという意味では歓迎するべきだと考えます。義務的経費の対象事業である自立支援給付は、ホームヘルプサービスや短期入所、行動援護などの居宅系サービスと自立訓練などの居住系サービスに成立されることとなります。この制度改革の大きなねらいは、全国共通のルールがないため障害者福祉施策に大きな地域格差が生じており、地域のサービス提供体制が異なっていた。また、障害種別ごとにもサービス格差が生じていたという現状を改めたいという点にあると思います。そこで伺いたいのが、当市の水準は全国的に見てどのぐらいの水準にあるのか。また国が義務的経費を負担してくるからには、受ける側の自治体もしっかりとしたサービスを提供する責任が生じることになると思いますが、この点についての見解をお伺いいたします。

今回、地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが望ましいさまざまな事業について、地域生活支援事業として法定化されました。市町村が取り組むべき事業として相談支援・手話通訳者派遣などのコミュニケーション支援、日常生活用具の支給、移動介護支援、地域活動支援などが法定化されました。これらの事業に対して、国からは総合補助金として交付を受けとることとなりますが、法定化されたこれらの支援事業は、既に現在でもすべて行われていると理解してよいのか。これらの裁量的経費の対象になる事業として具体的にどのような事業が現在行われているのか、お伺いいたします。

この法律は、一部負担ばかりが話題となって、制度改革の本来の趣旨が障害者の方々に十分理解されたと言いがたい中で成立してしまったという感じがしてなりません。一番大切なことは、障害者の方々に制度改革の趣旨を十分に理解してもらい、制度の趣旨が生かされる形で利用していただくことにあります。新しい仕組みを十分にわかりやすくPRすることが大変重要なことであると思いますが、どのように対応していこうとしているのか、お伺いいたします。

次に、協働のまちづくりについてお伺いいたします。

先日、私はN社座間事業所がISO14001の活動の一環として実施している清掃活動、クリーンホリデーに参加してまいりました。05年度として第3回目、累計14回目となる今回は、地域の皆様とのコミュニケーションを深めるべく、ひばりが丘五丁目自治会の皆様と合同でN社事業所郊外周辺道路、ひばりが丘五丁目自治会区周辺の清掃活動を行いました。実に多くの空き缶やペットボトル、たばこの吸い殻などがポイ捨てされており、果ては犬のふん、猫かもしれません、飼い主に処理されることもなく放置されている現状も数カ所で見受けられました。こういった状況は、今回清掃活動を行った区域にとどまることなく、市内のあちらこちらで見受けられるものだとは思いますが。

平成9年第2回定例会の一般質問において、前任者より街をきれいにする条例の制定についての質問がなされております。いわゆるポイ捨て規制条例を座間市として設けるべきではないかという提案がされております。この質問に対して市長は、「条例でそこまでやることより、むしろ市民への街をきれいにする、ごみを捨てない、そういう啓蒙活動をしていくことが必要ではないか。どのような啓蒙的な形をとることができるのか、そういうも

のも含めて努力をしていきたい」と答弁されておられます。また平成16年第1回定例会の一般質問の中では、前任者より善通寺市で取り組まれている里親制度、アダプションプログラムの導入、道路やごみなどを子供に見立てて市民の皆さんに親がわりになってもらい、我が子へ注ぐ愛情と同様に、公共施設の草刈りや清掃などの美化活動を推進する制度について、座間市でも取り組んでどうかと質問されております。それに対する市長のご答弁は、「市政へのオーナー的な参加ではなくて、パートナー的な参加として私は大変意義のあるそういう考え方を持たせていただいている」と冒頭述べられ、「本市の中で既に取り組まれている相模川のクリーンキャンペーン、自治会の美化デー、目久尻川のクリーンアップ作戦、花の里親制度の手法を取り入れた東原桜並木の花植えなどの活動を引き合いにされ、今あるそれぞれの団体の育成をさらにしながら、より以上の団体の参加を啓発していく。行政としての考え方の確立をしてお手伝いし、助成をしていく、そんな考え方で検討を加え、活動の拡大、充実を図っていききたい」と答弁されております。また同様に、平成17年第1回定例会の前任者からの一般質問では、やはり里親制度、アダプションプログラム、そしてエコポリス制度について取り上げられ、道路等の除草、不法投棄情報提供、空き缶、吸い殻やごみ類の回収など、日常生活でだれもができる身の回りのことから始めるボランティア活動として、両制度の導入が座間市として必要だと、再質問でも繰り返し強く求められ市長の所見を伺っておられます。この質問に対し、市長は里親制度、アダプションプログラムについては、先ほど述べた平成16年度の答弁と同様に市内で行われている活動を引き合いにされ、「協働のまちづくりの新しい組織なども考えさせていただいているが、そういう新しい組織の中でより以上の行政と市民、そして市政の市民がパートナーとして参加していただく手法として、この里親制度など検討したい」と答弁され、再質問に対しても、「比較的やりやすい部分があると思います」とも答弁されておられます。また、「エコポリス制度については、今後よくまた勉強させていただきたい」と1回目の答弁、そして再質問に対しては、「マナーがまず問われる」と強く述べられ、「エコポリスの関係はなかなか難しさがあるのではないかと。ただ、いろいろ研究はしてみたいと思っています」と答弁されておられます。

以上のような過去の質問、答弁からは、エコポリス制度あるいは大きくとらえてポイ捨て規制条例に関しては、大変失礼な言い方になりますが、あくまでもマナーの問題であり、その対策は難しく、手をつけにくいという理由からか、消極的なお考えなのかなと私は個人的に感じるものです。逆に、里親制度、アダプションプログラムについては、市民や市民団体主導での活動を行政とよきパートナーとして推進できる事業として積極的なお考えなのかなと感じております。平成17年度予算編成方針では、さらに協働のまちづくりを推進するため、市民の参加システムを構築すべく、仮称ではありますが、協働のまちづくり条例の制定に向け、市民と学識者などから構成されます市民会議を発足いたし、多角的な検討をしてまいりたいと考えておりますというふうにうたわれております。ポイ捨て規制条例に関して言えば、条例化に対して賛否を有することは私も十分承知しておりますが、

行政主導として踏み込めないのであるならば、その是非を市民会議の中で諮っていただければよいのではないのでしょうか。あるいは市民に公表し、例えばアンケート調査を実施して、市民にその是非を諮っていただくのもよいのではないのでしょうか。私はそれこそが協働のまちづくり条例につながるものだと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。また里親制度、アダプションプログラムの考えについては、その呼称を問わず、既に何らかの形で検討が進んでいると思われませんが、今現在の計画、その内容、進捗状況についてお伺いするとともにそれらに関する良否の判断、あるいは条例化については、やはり市民会議の中で諮っていただくのがよいのではないかと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、拉致問題についてお伺いいたします。

拉致問題については、当市議会においても、平成14年一般質問でも取り上げられ、北朝鮮による拉致事件の真相解明などを求める決議が全員賛成で可決、平成15年には、北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書の提出が全員賛成で可決。平成16年には、拉致問題にかかわる陳情2件が採択されるなど、座間市としても真剣に論議され取り組んでおります。

先日、私は特定失踪者問題調査会会長、荒木和博氏の講演を拝聴する機会があり、また意見交換もさせていただきました。その際、荒木氏が述べられたことを少し紹介させていただきます。平成14年の9月17日、小泉首相の訪朝で北朝鮮側が安否情報を出したのは13人。この中にはそれまで政府が安否照会はしていたが拉致認定はしていなかったヨーロッパ拉致の被害者、石岡享さんと松木薫さん、安否照会すらしていなかった曾我ひとみさんが入っていた。そして政府認定の久米裕さんについては、入国していないというのが北朝鮮の発表だった。その後、石岡さん、松木さん、曾我ひとみさんと、ひとみさんと同時に失踪したお母さんのミヨシさんの4人を日本政府は拉致認定した。当時の政府認定拉致被害者は、この4人を追加した15人だった。そして平成17年4月27日、政府は田中実さんを拉致認定した。15人から16人になるまで2年半もかかっている。私は拉致被害者の数は少なくとも100人以上いると思っている。仮に100人としても、今の時点の認定被害者16名を引いて84人、2年半に1人ずつ認定していくと、210年かかる計算になる。拉致問題の解決のために私たちは、そして日本政府は何をすべきなのだろうか。まず絶対に忘れてならないことは、拉致問題の解決とは認定、未認定にかかわらず、あるいは家族が名乗り出ているかいないにかかわらず、拉致された人すべての救出を実現することということだ。そして、これができなければ、今後新たな拉致被害者が出ることも覚悟しておく必要がある。拉致被害者救出運動とは、現在被害に遭っている本人や家族がかわいそうだからやるのではなく、自分や自分の家族を守るためにやることだという基本を忘れてはならないとおっしゃっていました。

さきに行われた建設水道常任委員会の中で、市営住宅使用料不納欠損の状況についての質疑が行われ、平成13年、部屋をそのままにした行方不明者がおり、搜索願など手を尽く

したが行方がわからない市民がいるとの報告がありました。その際、委員の一人より拉致されたのではないかと、こういった発言がありました。比喩的な話ではありますが、決して可能性がないわけではありません。特定失踪者問題調査会が公開している北朝鮮に拉致された疑いを否定できない失踪者、実に 251 名に上ります。非公開者は約 200 名、現時点での特定失踪者総数は約 450 名に上ります。一番新しい否定できない失踪者として、平成 15 年 10 月 5 日に失踪された兵庫県尼崎市の男性が公開されています。また、神奈川県内の否定できない失踪者としては、12 名の方が挙げられています。横浜市で 5 名、鎌倉市で 2 名、川崎市で 2 名、三浦市で 1 名、横須賀市で 1 名、そしてお隣の大和市で 1 名、幸いという言い方は不適切だと思いますが、座間市の方はいらっしゃいません。

拉致に限らず、まず現状を知りたいという思いから、先日座間警察署に電話をかけ、座間市で捜索願が出されている行方不明者は一体何人いるのか、担当の方に聞いてみたところ、確かに行方不明者は存在するとの回答は得られましたが、何人いるかなど、個人情報にかかわることなので、お答えはできないと丁重に断られました。そうした理由で、当市の行方不明者の状況はわからなかったわけですが、仮に今後の日朝政府間のやりとりの中、または報道機関や調査機関などの調査により、北朝鮮が拉致したとされる新たな日本人が判明され、その中に座間市民がいた場合、当市としてどのような対応をされるのか、お伺いいたします。また、仮に近い将来、金正日体制が崩壊したとして、拉致されていた日本人が一斉に開放され、その中に座間市民がいた場合、当市としてはどのような対応をされるのか、お伺いいたします。例えば、政府との調整はどここの所管部署でだれが行うのか、家族への対応はどここの所管部署でだれが行うかなど、また開放された方の住居確保、就業確保、家族に就学児童がいた場合は当然就学の対応も必要となると考えますが、当市としてのお考えを危機管理の観点、拉致問題を地方自治体として今でき得ることは何か、そういった観点でお伺いします。

以上で、1 回目の質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

〔答弁〕 星野市長

沖本議員のご質問に対してご答弁を申し上げたいと存じます。

まず、障害者自立支援法の関係で、何点かご質問をいただきました。前段の中で障害者自立支援法の成立の経過のお話をいただいたわけですが、それ等に踏まえてご質問をいただきました。

まず第 1 点目として、障害者サービスの一元的な提供。市町村としての提供主体としての一元化、支援体制の構築と、こういうふうな考え方でまず第 1 点目としてお尋ねをいただきました。このポイント的な要素でございますけれども、障害者福祉のサービスを一元化して、身体、知的、精神障害者の共通的な制度、さらに障害者が働ける社会を構築するため、いわゆる福祉側からの支援、地域の実情に応じた障害者福祉に取り組み、対象者が身近なところでサービスが受けられる規制緩和、サービス利用のための手続や基準の透明

化・明確化、そして福祉サービス等の費用をみんなで負担をし合って支え合う仕組みの強化及び国の財政責任の明確化、こういうふうなポイント的な要素が存在をいたしております。市の方としましても、これらを受けて、今後予定をされております障害福祉計画、この障害福祉計画を基本に現在の社会資源をベースにいたしまして、可能な基盤整備に努力をし、それぞれの対象者の支援に遺漏ない対応をさせていただきたいと存じております。

さらに、この市町村の福祉計画の関係でお尋ねをいただいたわけですが、同時にまた、法定外のサービスの計画の中に入れるべきであると、このような沖本議員としてのお考えで私どもの当局の考え方を求められたわけですが、福祉計画は3年を1期として基本的に考えております。障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の確保に関する計画でありまして、ニーズに応じた生涯福祉サービスの必要量を的確に見込みながら、必要な費用、均衡あるサービス基盤の整備、ケアマネジャーの養成を主たる目的の内容と、このように考え方を持たせていただいております。基本的には、この12月に予定をされておりますいわゆる基本指針案、これらを受けて法定外サービスも含めるのかを判断をさせていただきたいと思っておりますし、対象者等の声を、適宜アンケート等の必要性があるとすれば、例えばそういう方法で声を聞きながら、18年度中に策定の計画をさせていただいております。

それから、相談支援事業の関係、そしてまたケアマネジメント体制の考え方についてお尋ねをいただいたわけですが、この相談支援事業の関係につきましては、市町村で行う事業として、地域生活支援事業の中に位置づけられているわけですが、市がみずから実施するか、あるいは事業者に委託して実施することもできると、こういうふうに相なっております。よって、個別給付とは異なって、障害者自立支援法では、事業者の指定や対象者の設定も定めないと説明であり、地域における柔軟な運用が求められているものと、このように理解をいたしております。同時に、ケアマネジメント業務につきましては、市町村の専門職員あるいは県のケアマネジメント研修の修了者、さらに介護支援専門員、そういう方々が対象でありまして、相談支援事業の対象者が選択できる委託及びケースワーカーが行う直営の双方を私どもとしては検討をしてみたいと存じております。

それから、審査会の条例の関係でお尋ねをいただいたわけですが、この審査会は、障害程度区分の二次判定を必要とするサービス、その給付のみが対象になります。現状では、18年の10月以降の介護給付の支給決定を必要としている方々、現在450名程度、推定をさせていただいております。3月議会に障害程度区分認定審査会に係る条例を来年の3月の議会に提案をさせていただきたいと、こう考えております。

それから、応能負担の関係で定率1割負担、この導入がされるわけですが、そのことによって負担がどういうふうに変っていくかというご質問をいただきました。現在の支援費制度は、言うまでもなく、施設訓練等の支援では収入によって41区分にして負担金を定めて、居宅支援では市民税及び所得税から18階層区分にして負担金を定めており

ます。障害者自立支援法上の利用者負担につきましては原則的に1割負担と定めておりますが、個別的な減免及び補足給付、そして社会福祉法人減免等の負担軽減措置も設けられて、18年4月より利用者負担の上限月額につきましては、利用者本人の属する世帯の収入等に応じて、まず生活保護世帯はゼロでございます。それから低所得の1ということで、市民税非課税であって、障害者または保護者の収入が80万円以下である者、月額上限1万5,000円。そして低所得者2、市民税非課税世帯である者のうち、今の2に該当しない方、これが月額上限2万4,600円。それから一般は月額上限が4万200円と、こういう4区分の設定となっておりますけれども、サービスの、対象者のサービス利用に応じた負担というふうに内容的にはなっております。

また、自立支援法による、利用者負担の変化についてでありますけれども、現在の支援費制度では障害者及びその扶養義務者が市民税非課税者の場合は、利用者負担を生じません。市民税課税者やさらに所得税の課税者の税額に応じて、上限月額が1,100円から全額負担までの定めになっています。しかし、自立支援法では、軽減措置はありますが、市民税非課税世帯からの利用者負担が原則となっておりますので、利用状況に応じて負担額が増加するものと思っております。なお、利用内容によっては、若干の減額になる方もおいでになるのではなかろうかというふうにも考えを持たせていただいております。

ホームヘルプサービスでの平均何時間程度の関係で、どの程度の負担かと、その辺のご質問をいただいたわけですが、17年の11月末の居宅介護でございますけれども、身体介護、家事援助、移動介護の利用者数及び時間でございますけれども、身体障害者の場合では、身体介護27名、844.5時間。家事援助に34名、623時間。移動介護に28名、835.5時間と。それから、知的障害者の方の場合でございますけれども、身体介護が8名、112.5時間。家事援助に14名、146.5時間。移動介護に69名、1,142時間。また、障害児の場合でもありますけれども、身体介護10名、179時間。家事援助に2名、46.5時間。移動介護に70名、1,399時間の決定をしておりますけれども、身体介護、家事援助、移動介護を重複して利用されている対象者も多く存在をいたしているわけございまして、平均時間を求めるということは困難であります。また、利用者負担につきましては、所得税額等に応じて14階層区分がされておまして、利用内容によっても異なりますもので、この辺の平均負担額を求めることも非常に難しい、困難であります。

さらに、当市のこの水準でございますが、この関係につきましては、これも全国共通のスケールがないわけございまして、その辺から判断は難しいと考えております。しかし、支援費制度における県組織の障害者団体の役員からは、対象者のライフスタイルや生活環境を調査されて、対象者の実態に即した支給決定を市としてはされていると、こういう評価はいただいております。しかし、これに甘んじることなく、今後とも努力を重ねていくことが必要だろうと思っております。

また、義務的負担の関係でお尋ねをいただいたわけですが、介護給付、訓練等の給付、サービス利用計画の作成、自立支援医療、療護介護医療、補装具等は義務的経費



負担となっておりますもので、引き続き、責任ある支援を実施してまいり所存でございます。

そして、さらにご質問として、地域支援事業の総合補助金としての交付、この関係でお尋ねをいただきました。地域生活支援事業に組み込まれている相談支援、手話通訳派遣、日常生活用具の支給、移動介護支援、地域活動支援、これは支援費制度及び他の障害福祉サービスとして実施をいたしておるわけでございまして、次の内容となっております。

相談支援は、個々の対象者からケースワーカーが相談を受けることになっておりますし、手話通訳派遣、これは事業要綱によって実施をしております。日常生活用具支給は、国制度として実施をさせていただいております。移動介護支援、これは支援費制度の居宅介護で実施をさせていただいております。地域活動支援センター、支援費制度のデイサービス及び県単事業の障害者地域作業所事業として実施をさせていただいております。

この関係の最後で、この自立支援法の関係者へのPR、そして理解を高めていく、そういうふうなことについてのお尋ねをいただいたわけでございますが、パンフレットにつきましては、県、市町村で共同作成をいたしておりまして、来年の1月には配布できる予定に相なっております。また、過日の12月1日の広報さまの関係でございませけれども、周知をいたしました。内容等が詳細になり次第、広報及びホームページに記載する予定にさせていただいております。さらに、「わかりやすい自立支援法」と題して、来年の2月12日でございますけれども、講演会を予定をさせていただいております。さらに、2月19日、24日、27日、これは関係者への説明会を計画をさせていただいております。また、広報等の予定をお話しさせていただきますと、1月15日号の広報にさらに掲載をさせていただく。同時にまた、関係者へのダイレクトメール等で周知をさらにさせていただく、こんな考え方を持たせていただいております。また、障害者団体等からご依頼があるわけでございまして、役員研修会等でも説明を行わせていただいております。引き続き周知に努めさせていただきたい、こんな考え方を持たせていただいております。

2点目のご質問でございますけれども、協働のまちづくりの関係で、沖本議員さん、クリーンホリデーということで、事業所の皆さんと一定地域の清掃活動をなされたということでもあります。そういうことで、街をきれいにすると。今までの私の例えばこのポイ捨ての関係、さらには里親制度、その里親制度もさまざまな清掃を始めとして花壇やそういう関係に関する私の答弁を引用いただきました。私としては、沖本議員は、市長は里親制度の部分は比較的積極的な考え方をお持ちになっていると。ただ、ポイ捨て条例等は非常に消極的な考えだと、こういうふうなことでお話をいただきました。

これは私は別に消極的というか、まず基本的な考えをお話ししているわけでありまして、いわゆるポイ捨てというのは人間の行儀の、作法の第一歩であります。こういうものを条例で規定するというこの考え方、それはやはりいかがなものかという、私の考え方を今まで答弁をさせていただいております。やはり、行儀作法、これはイロハのイというそん

な私の考えでありまして、やはり一人一人が厳格に行儀を守っていただければ解決する問題でございまして、本当にしかしながら、その行儀のイロハのイが守られない、全くさもない、そんな感じでございます。今後とも啓蒙してまいりたいと思いますが、私にしましては、だからまだそんな考え方の上に立てないというのが実感でございます。やはり、里親制度等の関係は、私は積極的なというのは、これはやはりこれからのまちづくりで市民の方々が主導的な形で参加をしていただく。そして市の役割、そして市民がまちづくりに関して参加をしていただいて、市民としての協働のまちづくりへのそういう参加とみずからの自主的な形で里親制度等への参加をいただいて対応していただくと。これはやはり私として基本的な部分だろうと思っております。本当に、まだまだ花壇の関係なども、いろいろと多くの方々が一生懸命理解をしていただいて頑張ってくださいっております。ただ、やっぱり口過ぎるかもわかりませんが、咲いている花を見てきれいだ。しかし草を取り、水をしていただく大変なご苦労があるわけでございまして、そういうふうにはやはり一人一人がただ見るだけではなく、みずからの手によって、みずからの住む地域をしっかりとまちづくり、きれいなまちづくりにお取り組みいただくということは、これはやはりこれからも啓蒙をし、理解を高めていくことが必要だと思っておりますから、そういう意味で私は積極的な対応を進めるということでございます。

今現在、協働のまちづくり条例等の関係を検討をしております。おかげさまで公募委員を含めたそれぞれの方々に参加をいただいて、策定懇話会がスタートいたしました。今、2回目の会議を終わりました。近々3回目という考え方になっております。こういう中で、アダプションプログラム等の議論がされているというふうにも聞いております。当然やはり、先ほど消極的なというご指摘をいただいた部分、例えば、作法、礼儀、そういうものの形も、これからの中では私は議題となっていくのではないかとこのように感じておりますし、今後のこの懇話会の皆さんの自主的な考え方によって、まちづくりの条例が策定される、そういう中身のある議論をしていただくことを期待をさせていただいております。

拉致の関係でお尋ねをいただきました。これは沖本議員さんとしてある講演の機会を得ながらお聞きになって、それを聞いた限りでお話をいただいたわけですが、ご質問としては、想定されることといえ、一定のやはり今の段階では残念ながら推測という部分かこう思っております。そういう中で、私としても、一日も早く全面的な拉致の解決を願うそんな一人でもございます。

そこで、ご質問としていただきましたのは、まず1点として、現在の拉致の関係で、拉致されている方の新たな日本人の関係が判明され、その中にもし市民の、座間市民の方が存在をしていたとすれば、どのような対応を考えられるのかということでございます。同時にまた、現在の体制が崩壊をされて、その中に座間市民が存在をし、そしてその対象となった方々の関係で、政府との調整の所管部とか、それから家族への対応の部署とか、それから開放された方の住居確保や就業確保や家族に就学児童がいた場合などの就学的な対応、そういう関係等につきましてお尋ねをいただきました。また危機管理の観点で拉致問

題を地方自治体として考えて今できることは何かと、こういう観点からご所見をいただきました。

まず、この関係につきましては、当然やはりこの拉致の関係で、被害者等の支援に関する法律が平成15年1月1日から施行がされているところは言うまでもございません。この法律の目的として内容の一部でございますけれども、被害者及び被害者の家族の支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、帰国した被害者及び帰国し、または入国した被害者の配偶者等の自立を促進し、被害者の拉致によって失われた生活基盤の再検討に資するため、拉致被害者等給付金の支給その他の必要な施策を講ずることを目的としてこの法律が制定をされ、施行がなされております。市の体制ということの関係におきましては拉致被害者の家族への支援が主たるものとなるわけでございます、家族への情報提供や連絡調整、相談等が支援の中心になるものと考えております。現在、新たな拉致被害者と思われる方等につきましては、国等から情報連絡や公表等得ておりませんが、拉致被害者の方が座間市民として関係した場合におきましては、市として生活相談、住宅の供給の促進、雇用機会の確保、教育機会の確保等について庁内の横断的な関係で連絡協議会などを設置をして、国や県等の連絡をとり、対応していかなければならない、このように考えております。今後とも、もしそういうふうなことがあらば、情報などもしっかりと把握をして、遺漏ない対応をしていくことが必要だろうと、こう考えております。

以上でございます。

〔質問〕 沖本

一定のご答弁をいただきまして、ありがとうございます。それでは、何点かについて、再質問というか、お願いを含めた形で行わせていただきたいと思います。

まず、障害者自立支援法の方ですけれども、僕が今回この質問をしたのは、前回の定例会の中でも山本議員、それから沖永議員が訴えられたことを含めまして、やはりまだ各種団体の中には不安を隠し切れないで心配なされている方が多いということ。僕自身も特にわからなかったことも含めてなのですが、先日も実は作業所、地域作業所の方にちょっとお話を伺ったところ、まだまだ不透明な部分があって、座間市としての方向性、そういったことを明らかにしていただきたいというふうに訴えられておりました。先ほどの答弁の中で、これから2月ですか、講演会等を計画されている。これ、ホームページで僕も見ただけですけれども、それからあと要請があれば、そういった団体の方に細かい説明をいただいているということも聞きました。そういった中では、先ほど来から出ている協働のまちづくりということでは、協働といった面では、こういった悩んでいる方、不安に思っている方と一緒に座間市としても当然政省令の関係がありますから、まだまだ決まらないゾーンというのは多々あるとは思うのですが、そういったわからないところを含めて、お互いが歩み寄って、そういう不安を少しずつでもいいから払拭できればいいかなというふ

うに思います。ですから、今後も主導となってという言い方はおかしいかもしれませんが、そういった方たちを小さな団体含めて代表者の方集めてでもよろしいと思うのですが、少しずつそういった不安を取り除いていってあげられるような、そういったことをやっていただければいいのかな。これは本当にお願いになりますけれども、そういうところをよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それから、協働のまちづくりの方ですけれども、市長がおっしゃるように、確かにモラルの問題であって、これはあくまでも行儀作法ですか、そういったところにひっかかるとは思うのですけれども、ただちょっと思うのは、平成9年ですか、ポイ捨てのときにもずっと言われていたのですけれども、啓蒙活動、啓蒙といった意味では、例えばでは座間市としてはどんなことをやられているのか。仮に、僕はちょっとわからないですけれども、その啓蒙活動をやってきた過程において、今現在もそういう状況だということでは、やはり何らかの対策を打つべきなのかなというふうに私は個人的に思います。

最近の近況の周りの自治体では、平塚市の方が今取り組まれようとしているということを知りました。平塚の方の議員さん、知り合いがいるのですけれども、その方に聞いたところによると、即効性のある、とりあえず対策ですか、平塚市では、啓蒙活動というのは特に進めていなくて近隣の状況も確認しながら今回ポイ捨て条例の方に取り組まれるようです。あくまでもそれは行政が主導で行っていくというふうに伺っています。今後その細かいところは、今現在詰めている段階なので、特定の地域を決めてやられるとか、いろいろ考えているようですけれども、そういったことに踏み込むのも、これはもう世の流れなのかなという気はしております。ですから、座間市で啓蒙活動というふうにおっしゃるのであれば、では今後どういった活動をされていくのかということを少しお伺いしておきたいと思います。

それから、拉致問題の方ですけれども、これは本当にもしということ仮定して、今回質問させていただきました。

拉致問題に関しては、国レベルの当然話なのですけれども、当初、そういったことが言われたとき、地方自治体ではどうだったかということ、やはり自分の市には関係ないというふうに言われている地方自治体が多かった。それから、直近に当たっては、日本全国でそういった拉致被害者の方がいるということでは、各地方団体ではかなり積極的にやられているようです。そういった意味では、先ほどのご答弁いただいた内容については、一定の内容ですね。評価できるものだというふうに私も思っています。ただ、認識として、やはり我々含めて地方自治体、議員含めて地方自治体として今後拉致に関しては積極的にというか、そういう危機感を持ってやるべきなのかなというふうに思っております。再質問の内容としては、先ほどの啓蒙活動、今後どうしていくかということ1点だけお伺いしまして、2回目の質問を終わらせていただきます。

〔答弁〕 星野市長

沖本議員の再質問でございますが、私の方からは1点目の関係でご質問に対してご答弁を申し上げたいと思いますが、自立支援法の関係でございますけれども、本当にまだ細目にわたっての政省令等が明らかにされていない。これ、どんな制度もそうなのですから、やっぱり政省令を早く明らかにしていただくということがありませんと、地方自治体は本当に困る。だからこの政省令が早くされることを我々としてはやはり必要として国の方がその対応をしてくださるということが、適切な対応をしてくださることを私どもでは求めているわけでございますが、残念ながらまだ来ておりません。そういう課題はありますけれども、ただ、基本的な骨子的な部分といいますのは、ある程度自立支援法の中でも明らかになっております。

先ほども前段で、1回でご答弁させていただきましたけれども、やはりどういうあれなのだろう、今度は自分がどういうふうになっていくのだろうとか、非常に不安を感じておいでになる方も事実おいでになります。やっぱりそういう方には、その不安というか、払拭をしていかなければいけませんし、そのためには、やっぱりそういう方々の払拭をする機会というものも考えていかなければいけないことは言うまでもないわけでございますから、前段でお話ししました答弁につけ加えて、今後ともどういう形が必要なのか、またどういう形で求められていくのか、その辺もよく見きわめて一層そういう努力をさせていただきたいと思っています。

ポイ捨ての関係等は、担当の方からご答弁をいたさせます。（「市長の政治姿勢を聞いてるんだから」と呼ぶ者あり）

〔答弁〕吉川環境経済部長

私の方から、ポイ捨て防止にかかわります啓蒙・啓発というふうなことでお答えを申し上げます。

ポイ捨ての防止というよりも、不法投棄、大きく言えば、不法投棄の中で考えられることではないかなというふうにも思いますけれども、これまで行っております啓蒙・啓発としましては、やはり例年1～2回特集で行っております広報紙の掲載、またホームページにはごみ特集というふうなページをいただいておりますので、その中でも呼びかけをさせていただいております。

それから、具体的なポイ捨てというふうな看板の表現はございませんが、不法投棄防止の看板等もつけさせていただいておりますが、私どもの方でこのような対応をしている中で方法としては、どうしても予防策、あるいは防止、捨てるには困るというふうな考え方で啓発になろうかと思っておりますが、今後考えられる啓発・啓蒙としましては、なぜそういったポイ捨てがいけないとか、あるいはポイ捨てによって街が汚れる、そのようなことで、実際にきれいなまちづくりというふうなものを呼びかけるような啓蒙・啓発案などもこれからは考えていかなければいけないかなと、そのように思っておりますので、よく勉強をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。（「そういう問題じゃねえよ」と呼ぶ者あり）

〔質問〕 沖本

では再質問させていただきますけれども、不法投棄という話、もちろんそれもあるのですけれどもね、私が言いたいのはやはりそのマナーのゾーンでどうしても守れなくなってきた時代というのがある。確かに悲しい時代なのではあります、そういったことを行政の中で、じゃあどうやっていくのかと。市長のおっしゃるように啓蒙、啓発というのはわかるのですけれども、それが9年そういうふうにおっしゃっていて、いまだかつて直っていない。不法投棄はちょっと話はちょっとこちらの方に置いておいて、ポイ捨ての方に行きますけれども、今後もやられるという話なのですが、では最終的にどうなるのかなというふうには、僕は経緯を見ていきたいと思うのですけれども、やはりそういったところでは、先ほどお話あったように協働のまちづくりなのですから、もちろんこういった議題を市民会議の方に上げて、逆に上げていただいて諮るべきなのかなというふうに思っています。近隣がかなりそういう話で進んでいるというのがありますけれども、そういったところをやはり市民の方で論議していただいて、もしその市民会議の中でそういった話が出てやると、やってくれという話であれば、ぜひやっていただけるのですよねということを最後にお聞きして再質問を終わりたいと思います。

〔答弁〕 星野市長

いろいろと今までたばこのポイ捨て等の条例の関係等、何回となく意見をいただいてまいりました。何もやっていないわけではないのですよ。（「やってない」と呼ぶ者あり）いやいや、その条例を制定することも検討は加えていたことは事実です。ただ、理念条例的な要素では何にもならないわけですよ。実際に今、いろいろな先進都市等で条例やっていますが、例えば罰金だとか、実効性等を聞いていますと、さもしいですよ。じゃあ何なんだと。理念条例か。やっぱりそういう実効性ある条例というものをつくり上げていかなければいけないわけでありまして、いわゆるただ議会に条例をお願いをして議決をいただいてやっていくと。それにはやっぱり沖本議員がお話のように街がきれいになるような、そしてまた一人一人が本当にやらないような、そういうふうなことの成果というか、効果というか、そういうものがあって初めて条例制定の意味があると思うのです。だからそういうふうなやはり部分で非常に検討したのですが、前に出なかったということはこれ事実であります。

今お話をいただいたのですけれども、今の懇話会、そういう関係で、先ほど私もちょっと口が足らなかったのかなと思うのですが……。口が足らなかったのではないかと思うのですが、さまざまなことを自発的に検討していただくということがまず基本だと思います。そういうことに今のような市民のまちづくりというか、きれいな街をつくり上げていくという趣旨からして、行政、我々の方からもそういうようなことを投げかけをさせていただ

くということも必要かもわかりません。よく検討、精査させていただきたいと思っています。そういう中で、懇話会としての全体のこれからのそういう方向が出れば、これは私としては尊重すべき立場だと思っています。